

株式会社ドンレミー 人権方針

私たちドンレミーは、ミッションとして「おいしいきもち!」を掲げています。

私たちの事業目的は、私たちが製造するお菓子を通じて世界に笑顔としあわせなひとときを届けることです。これは当社商品をお召し上がりいただくお客様だけでなく事業活動に関わるすべての人の人権を尊重した取り組みができて初めて実現できるものと捉えています。

私たちは事業活動のすべての過程で、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、関わるすべての人の人権を尊重するために「ドンレミー人権方針」を定め、人権尊重の取り組みを会社全体で推進してまいります。

1. 基本的な考え方

私たちは、事業活動を行う国・地域で適用される法令を遵守するとともに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、「国際人権章典」（世界人権宣言と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約・市民的及び政治的権利に関する国際規約）、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」などに規定される人権に関する国際規範を支持・尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、ドンレミーの役員、正社員、契約社員、パートタイマー、派遣社員など、すべての役員と従業員に適用します。

また、当社商品に関係するすべてのビジネスパートナーに対しても本方針の理解・遵守を求め、人権尊重を推進します。

3. 人権デュー・デリジェンス

私たちは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・デリジェンスのしくみを構築し、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減に取り組みます。

4. 救済

私たちが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

5. 教育

私たちは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行います。

6. 対話・協議

私たちは、本方針を実行する過程において、ステークホルダーや外部有識者との対話と協議に取り組みます。

7. 情報開示

私たちは、人権尊重の取り組みに関する進捗状況および結果をドンレミーのウェブサイトなどで開示します。

8. 人権に関する重点課題

私たちは、人権に関する重点課題を【別表】のとおり設定し本方針に基づき取り組みます。なお当該重点課題については適時見直しを行います。

制定日 2025年10月1日
株式会社ドンレミー
代表取締役 木本 高一朗

【別表】

1. 虐待や各種ハラスメントをはじめとする非人道的な扱いを排除します。
2. 出生、国籍、民族、人種、信条、宗教、性別、性的指向、年齢、社会的身分、思想、趣味、学歴、障がい等に関わらず、いかなる差別も行いません。
3. 雇用に際しては、業務遂行上直接関係のない非合理的理由で排除しません。
4. 事業活動を行う各国・地域の法令や国際ルールを順守します。
また、文化、伝統、慣習、歴史をよく理解・尊重し、配慮して行動します。
5. 児童労働や強制労働は絶対に行いません。
6. 働く人の雇用・労働の健全性を確保し、法令に準拠した対応を行います。
7. 労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の労働基本権を尊重し、良好な労使関係を構築・維持します。
8. 健康及び安全に関する法令、社内規則、方針を順守します。
また、安全・衛生で働きやすい職場環境を構築・維持します。
9. 結社の自由や労働者の団体交渉権など労働基本権を尊重します。